

先端的プロジェクト型研究実施要項

制定 平成 15 年2月 19 日 教授会

(趣旨)

第1条 この要項は、東北大学大学院教育学研究科教育ネットワーク研究室内規第2条第1号に規定する先端的プロジェクト型研究を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(研究対象)

第2条 先端的プロジェクト型研究とは、大学院教育学研究科で積み上げられた理論的・基礎的研究を基盤とし、現代社会が抱える教育に関する諸問題の解決に向けた研究をいう。

(研究の種類)

第3条 先端的プロジェクト型研究をすすめるために、次の2種類の研究を設ける。

- (1) 企画研究…… ネットワーク研究室運営委員会の企画による研究
- (2) 公募研究…… 公募による研究

2 前項に掲げる研究は各々2課題程度とする。

(研究期間)

第4条 研究期間は1年から3年とする。

(研究経費)

第5条 研究経費は1課題につき、単年度25万円程度を配分する。

(研究組織)

第6条 研究組織は、研究代表者と研究分担者により構成される。

- (1) 研究代表者は、教育学研究科の専任教官に限る。
- (2) 研究代表者は、複数の課題の研究代表者にはなれない。
- (3) 研究組織は、原則として複数の講座に所属する専任教官により構成される。
- (4) 研究分担者には、教育学研究科の専任教官以外の者を加えることができる。